電波法第27条の13第１項の規定により、特定基地局の開設計画の認定を受けたいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。 記 ［１・２　略］ ３　電波法第27条の13第４項第４号に規定する欠格事由（注３） □有　□無 ［注１・２　略］ ３　法第27条の13第４項第４号に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。 ［４　略］ **別表第八号の二**　［略］ 特定基地局開設計画 ［１～６　略］ ７　特定基地局開設料の額（注１） ８～11　［略］ 12　高度既設特定基地局を運用する場合にあつては、当該高度既設特定基地局の運用を必要とする理由、当該高度既設特定基地局の総数並びに使用する周波数ごとの当該高度既設特定基地局の無線設備の設置場所及び運用開始の時期（注１） 13　［略］ ［注１～12　略］ 13　法第27条の12第２項第９号の規定により、その他必要な事項として開設指針に定められた事項について具体的内容を記載すること。 ［14　略］ **別表第十一号**　［略］ 外国の無線局の運用許可申請書 年　月　日 （何）総合通信局長　殿（注１） 法第103条の６の規定により、包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局を運用したいので、下記のとおり申請します。 記 ［１～３　略］ ［注１～５　略］	電波法第27条の13第１項の規定により、特定基地局の開設計画の認定を受けたいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。 記 ［１・２　同左］ ３　電波法第27条の13第５項に規定する欠格事由（注３） □有　□無 ［注１・２　同左］ ３　法第27条の13第５項に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。 ［４　同左］ **別表第八号の二**　［同左］ 特定基地局開設計画 ［１～６　同左］ ［新設］ ７～10　［同左］ ［新設］ 11　［同左］ ［注１～12　同左］ 13　法第27条の12第２項第６号の規定により、その他必要な事項として開設指針に定められた事項について具体的内容を記載すること。 ［14　同左］ **別表第十一号**　［同左］ 外国の無線局の運用許可申請書 年　月　日 （何）総合通信局長　殿（注１） 法第103条の５の規定により、包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局を運用したいので、下記のとおり申請します。 記 ［１～３　同左］ ［注１～５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。